

暦年贈与信託^(遺言代用特約付)

〈七十七〉家族へ贈る信託



「大切な財産を生前贈与で想いとともに贈る」
家族への贈与をサポートする信託です

生前贈与でああなたの想いを大切なご家族へ

生前贈与を活用する方が増えています

生前贈与とは

お元気なうちに自分の財産を無償で他の人に渡すことをいいます。



贈与をする方

財産移転



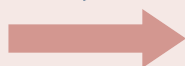
贈与を受ける方

生前贈与のメリット

- 1 自分の意思で「いつ・誰に・いくら」贈与するかを決めることができます。



贈与をする方



贈与を受ける方

- 2 贈与を受ける方に贈与税の支払いが生じますが、基礎控除額までは、贈与税がかかりません。

※贈与税は、1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産の合計額に対し課税されます。

- 3 生前贈与により相続財産が減少します。

※ただし、相続や遺贈により財産を取得した人が、相続開始前一定期間以内に贈与された財産は、相続税を計算する際に、遺産額に加算されます(生前贈与加算)。なお、この場合、贈与時に納めた贈与税は、相続税から差し引くことができます。

一方で「生前贈与」の活用には 気がかりなことも…

子や孫に
贈与したいけど
どうしたらいいの？

贈与しても
「名義預金」に
ならないか
心配



毎年、
贈与契約書を作るのは
面倒ね

毎年忘れずに
贈与したいけど、
何かいい方法は
ないかしら



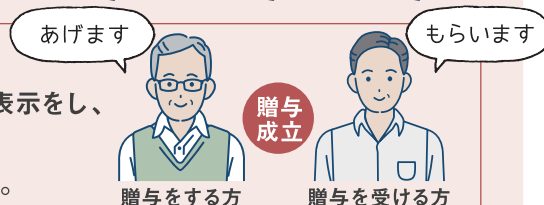
生前贈与のポイント

贈与をする方と受ける方の両方の意思表示と
贈与の記録を残すことがポイントです。



1. 贈与の意思確認

- 民法第549条によると、贈与は財産を無償で相手に与える意思表示をし、相手が受諾することによって効力が生じるとしています。
- 勝手に子(孫)の口座に振り込んだだけでは贈与とはなりません。



2. 名義預金に注意

口座名義は子(孫)であっても、実際は親(祖父母)がその口座を開き預金をしていたり、通帳・印鑑・キャッシュカードなどを管理している場合、「名義預金」として、親(祖父母)の財産と認定されることがあるので注意が必要です。



親が通帳・印鑑などを管理

3. 贈与の記録

- 贈与を行うときには、贈与契約書を作成し、当事者が署名・押印しておけば、後日、贈与があったことを証明することができます。
- 贈与契約書がない場合は、贈与の事実を証明する必要があり、証明できないと贈与はなかったものとされ、相続財産に加算されてしまう可能性があります。



記録を残すことが大切

大切なご家族へ、しっかりと想いを届けたい！

そんな方は<七十七>家族へ贈る信託がおすすめです。

ご家族への生前贈与を毎年、「**確実・安心・簡単**」に行うことができます。

商品の特徴

確実

毎年当行が贈与の意向をお伺いしますので、贈与の機会を忘れることはありません。

安心

お子さま、お孫さまなど、複数の方に贈与する場合でも、贈与の記録が残るので安心です。

簡単

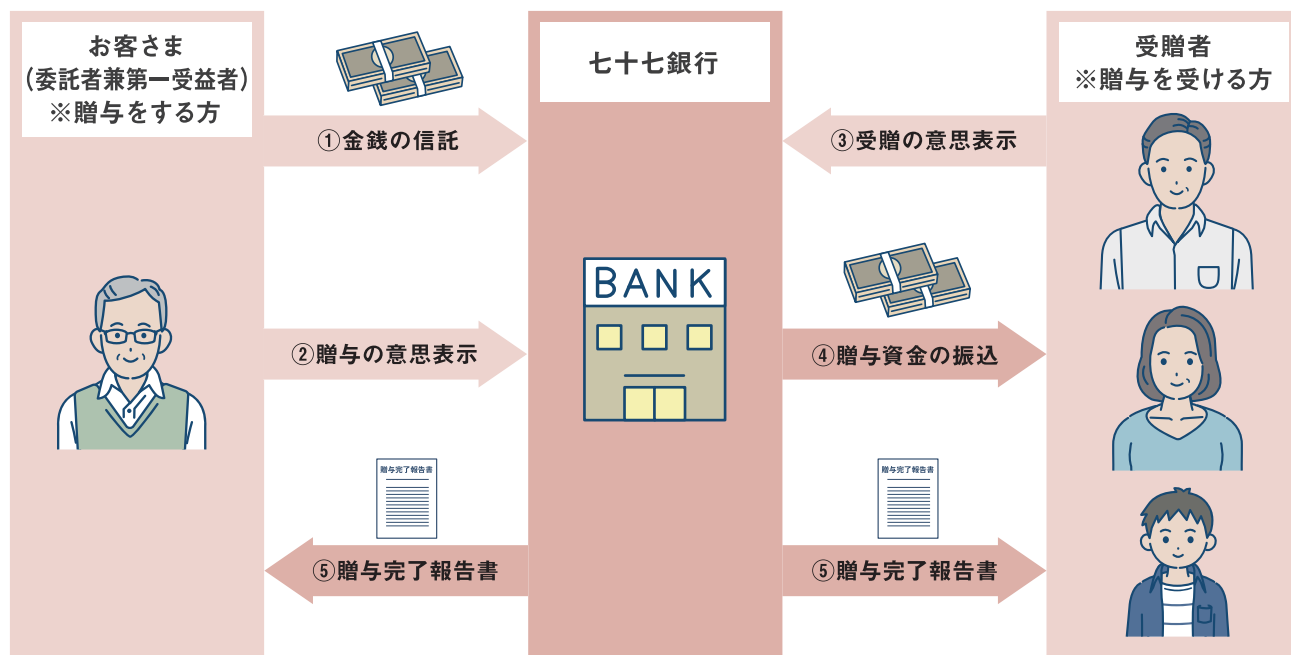
お客さまのご指定どおりの贈与手続きを当行がお手伝いします。贈与契約書の作成や資金の振込等の面倒なお手続きは不要です。

さらに

【遺言代用特約】を付加した場合

相続発生後、贈与しきれなかった財産は、あらかじめ指定したお受取人さまへスムーズに承継できます。 ※特約の付加は任意です。

〈七十七〉家族へ贈る信託の仕組み



遺言代用特約あり

⑥ お客さま(委託者兼第一受益者)の相続が発生した場合
 贈与しきれなかった財産をあらかじめ指定された
 受取人(第二受益者)にお支払いする特約です。
 ・ご利用は任意です
 ・ご契約後に遺言代用特約なしへの変更はできません

受取人
 (第二受益者)
 相続人

遺言代用特約なし

贈与しきれなかった財産はお客さま(委託者兼
 第一受益者)の相続財産として遺産分割協議の
 対象となります。

例えば…

	お申込と同時に 1回目の 贈与をすることが できます	贈与する金額を 毎年、 変更することが できます	贈与を受ける方を 毎年、 変更することが できます
	1年目	2年目	3年目
贈与をする方	贈与資金 1,000万円	贈与資金残高 800万円	贈与資金残高 500万円
贈与を受ける方 (長男)	100万円	200万円	贈与資金残高 400万円
贈与を受ける方 (長女)	100万円	100万円	
贈与を受ける方 (孫)			100万円

※暦年贈与において、1月1日から12月31日までの間に贈与を受ける方がその年に受けたすべての贈与資産(複数名からの贈与も含みます)の合計額が基礎控除額を超えた場合、贈与を受ける方は贈与税の申告・納付が必要となります(税制については、将来変更となる可能性があります。)

※贈与を受ける方は、あらかじめ登録している方の中からご選択いただきます。

〈七十七〉家族へ贈る信託の贈与手続きの流れについて



七十七銀行

郵送



「贈与の依頼書」の送付(毎年2月)

当行から贈与をする方に、その年の贈与のご意向をお伺いするために、「贈与の依頼書」をお送りします。



返送



「贈与の依頼書」の受付

贈与をする方が、「贈与の依頼書」にその年の贈与を受ける方のお名前および贈与金額をご記入いただき、当行にご返送いただきます。

※贈与を受ける方に、当行から書類が届くことを事前にお伝えください。



「受贈の確認書」の送付

当行から、「贈与の依頼書でご指定いただいた贈与を受ける方に、贈与の内容と贈与を受ける意思を確認するため、「受贈の確認書」をお送りします。

郵送



発送日から2か月以内



「受贈の確認書」の受付

贈与を受ける方は、贈与をする方からの贈与の内容をご確認いただき、贈与を受ける意思をご記入のうえ、当行にご返送いただきます。

返送



ご指定口座への振込

当行はご指定の贈与金額を、贈与をする方の信託財産から払い出し、贈与を受ける方の当行普通預金口座へお振込みします。※入金日のご指定はできません。

振込・入金



郵送



完了報告書の送付

贈与手続き完了後、贈与をした方および贈与を受けた方に「贈与手続き完了のご報告」をお送りします。

郵送



郵送



(「贈与の依頼書」をご返送いただいていない場合のみ) 返送期限に関するご案内(毎年9月上旬)

再度「贈与の依頼書」をお送りし、ご意向を確認します。

※9月末までに「贈与の依頼書」のご提出がない場合、その年の贈与手続きを行うことができません。
※当行が「贈与の依頼書」を受付後、11月までに「受贈の確認書」のご提出がない場合、その年の贈与手続きを行うことができません。
※当行が「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」を受領して以降は、贈与または受贈の意思表示の撤回はできません。

贈与をする方



贈与を受ける方



2月

3月
～
9月

10月
～
12月

※お申込みいただいた年(ご契約初年)は、申込書にて贈与依頼を受け付け、信託設定後に指定されたお受取人さまへ「受贈の確認書」をお送りします。なお、10～12月にお申込みの場合、その年の贈与手続きは行わず、翌年からの贈与手続きのお取扱いとなります。

Q & A

Q 申込みは誰でもできますか？

A 日本国内に住所を有し、お申込時に18歳以上の方は、お申込みできます。
※行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない方。なお、お1人につき1契約となります。

Q 申込時に贈与を受ける方を必ず指定しないといけませんか？

A お客さまの3親等以内のご親族の中から1名以上を必ずご指定ください。

Q 通帳、証書は発行されますか？

A 発行されません。ご契約後に「ご契約の明細」をお送りしますので、大切に保管してください。

Q 申込時に贈与を受ける方の同席は必要ですか？

A 同席は必要ありません。ただし、申込書に贈与を受ける方の氏名、住所、生年月日、当行普通預金口座番号等をお客さまに記入いただきますので、事前にご確認をお願いいたします。
贈与を受ける方が当行に普通預金口座を開設していない場合は、お申込時までに開設をお願いします。

Q 信託金の追加はできますか？

A 可能です。なお、信託金の追加についても契約時と同様に手数料が必要です。

Q 中途解約はできますか？

A お客さまからお申出があり、当行が必要と認めた場合可能です。

Q 契約後に、贈与を受ける方の追加や変更はできますか？

A 3親等以内のご親族であれば、追加や変更ができます。(当行所定の手続きが必要です。)
なお、最大9先までご指定いただけます。

Q 「贈与の依頼書」を提出しても、贈与手続きが行われないことはありますか？

A 贈与を受ける方から「受贈の確認書」が所定の期間内に当行に到着しないなどの場合、当行は贈与手続きを行うことができず、贈与が成立しない場合がありますのでご注意ください。

Q 贈与をする方、贈与を受ける方が亡くなった場合は、どうすればいいですか？

A 贈与手続き前に贈与する方または贈与を受ける方にご相続があったことを当行が知った場合、当行は贈与手続きを行わず、ご相続の手続きを行いますので、当行に速やかにご連絡ください。

Q 「相続時精算課税制度」を利用していますが、この商品を申込むことはできますか？

A 可能です。ただし、「相続時精算課税制度」を利用している方からの贈与は、「暦年課税」の適用を受けることができませんのでご注意ください。

Q 契約後に、遺言代用特約を付加することはできますか？

A 特約の付加はお申込時に限定しており、ご契約後に付加することはできません。

Q 相続が発生した場合、贈与しきれずに残った財産はどうなりますか？

A 遺言代用特約を付加している場合、受取人へ承継されます。(受取人が承諾した場合)
遺言代用特約を付加していない場合、お客さまの相続財産となります。(他の財産と同様に遺産分割協議等を経て、承継されます。)

「家族へ贈る信託」商品概要

1. 商品名	暦年贈与信託(遺言代用特約付)〈七十七〉家族へ贈る信託
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま(未成年の方・非居住者を除く。なお、お客さまお1人につき1契約とします。)
3. 信託の目的	・委託者兼第一受益者(以下、「お客さま」といいます。)が受託者である当行に別途提出する「暦年贈与信託(遺言代用特約付)〈七十七〉家族へ贈る信託申込書」(以下、「申込書」といいます。)記載の金銭(以下、「当初信託金」といいます。)を運用します。 ・お客さまが贈与を希望される場合、毎年その都度当行に意思表示を行い「贈与の依頼書」(以下、「依頼書」といいます。)で指定し、かつ受贈を承諾した方(以下「受贈者」といいます。)に指定した金額を信託財産から払い出しのうえ、お渡しします。 ・お客さまが遺言代用特約を付加した場合、お客さまが指定する第二受益者(以下、「受取人」といいます。)に金銭を交付します。
4. 信託の仕組み	【基本機能・暦年贈与信託】 ・本商品は、お客さまのご資金を元本保証の金銭信託で運用します。 ・毎年一定の期間(原則として1月～9月末日とし、9月末日が銀行休業日の場合はその翌営業日とします。以下、同じ。)に一度、お客さまの希望に応じて、都度指定した贈与を受ける方に、都度指定した金額を信託財産から払い出しのうえ、お渡しすることができる商品です。 ・お客さまは受贈者に贈与せず、ご自身の財産として運用を継続することもできます。 ・贈与の依頼はお客さまのみが行うことができ、お客さまの法定代理人または相続人はお申出を行うことはできません。 【遺言代用特約】(本特約のご利用はお客さまの任意です。) ・お客さまのご相続発生時の信託受益権のお受取人をあらかじめ定めることにより、受取人はお客さまが預けた信託財産について遺産分割協議をせずに受取りになることができます。
5. 委託者 兼第一受益者	・お客さま
6. 第二受益者 (受取人)	【遺言代用特約を付加しない場合】 ・受取人の指定はできません。信託財産はお客さまのご相続が発生したときに、お客さまの相続財産として遺産分割協議の対象になります。 【遺言代用特約を付加した場合】 ・お客さまのご相続発生時に信託財産を一時金としてお受け取りになる受取人(1名)をお客さまに指定していただきます。 ・受取人はお客さまの3親等以内のご親族の中からご指定いただけます。(ただし、当行所定の審査があり、ご希望に添えない場合もあります。) ・受取人はお客さまのご相続発生時、所定のお手続きの後、信託財産を遺産分割協議を経ることなく一括で受取りになることができます。 ・受取人をお決めになる際には、お客さまのご相続が発生した場合の他のご相続人の遺留分について十分ご留意のうえお申込みください。 ・受取人が信託財産を受取りになるための当行普通預金口座をお持ちでない場合は、お申込時までに開設していただきます。 ・お申込後、当行より受取人に対して、ご契約内容等を通知することはありません。お申込みされる際には、受取人に信託財産の受取人として指定を行う旨をあらかじめお客さまからご説明ください。 ・お客さまのご存命中に受取人にご相続が発生した場合、受取人の地位は受取人のご相続人に相続されません。改めて、お客さまにより、受取人を指定していただきます。ご指定いただかなかった場合、信託財産はお客さまのご相続が発生したときに、お客さまの相続財産として遺産分割協議の対象になります。 ・遺言代用特約の付加は、お申込時に限定します。

7. 信託期間	・5年以上30年以内(年単位)でお客さまにご指定いただきます。(信託期間の変更はできません。)
8. 信託設定方法	・信託設定日は、当行が当初信託金を信託財産として受け入れた日とします。
9. 受託金額および単位ならびに追加入金	【受託金額および単位】 ・500万円から1万円単位 【追加入金】 ・1万円単位で追加のご入金ができます。 ・なお、遺言代用特約を付加する場合、お客さまのご相続が発生した場合の他のご相続人の遺留分について、十分ご留意のうえ金額をお決めください。また、当行所定の審査があり、お申込金額を制限させていただく場合もあります。
10. 贈与の手続き	・お客さまは当行所定の期間(原則として毎年1月～9月末日までの期間内)に一度、当行へ依頼書を提出することにより、申込書記載の今後贈与を受ける候補者(以下、「受贈候補者」といいます。)の中から指定した受贈者(以下、「指定受贈者」といいます。)への贈与を依頼することができます。 ・ご提出いただく依頼書は、原則として毎年2月頃お客さまに交付します。 ・依頼書が当行に到着した日以降は、お客さまは贈与の依頼を撤回することができません。 ・お客さまが当行所定の期間内に依頼書を提出されなかった場合、原則としてその年の贈与手続きは行いません。 ・お客さまの信託契約申込日が当行所定の期間内である場合に限り信託契約申込時に初回の贈与の依頼ができます。 ・当行は依頼書を受理した後、指定受贈者に「受贈の確認書」(以下、「確認書」といいます。)を送付します。指定受贈者は当行へ確認書を提出することにより、受贈の意思表示を行います。 ・指定受贈者が当行所定の期間内に確認書を提出しなかった場合は、指定受贈者が受贈を放棄する意思表示を行ったものとみなし、その年の贈与手続きを行いません。 ・確認書が当行に到着した日以降は、指定受贈者は受贈の意思表示を撤回できません。 ・当行が依頼書および確認書を受理した後、贈与手続きを実施し、かつ指定受贈者の口座への入金完了した日がお客さまから指定受贈者への贈与が成立した日となります。 ・贈与が成立した後は、その贈与手続きを撤回できません。 ・当行が贈与手続きを実施するまでにお客さま、または指定受贈者に相続が発生していることを当行が知った場合には、贈与手続きを行いません。 ・当行が贈与手続きを実施するまでにお客さま、または指定受贈者に相続が発生していることを当行が知らなかった場合において、当行がその事実を知らず、かつ依頼書および確認書を受理している場合、当行は贈与手続きを行います。この場合、当行は相続発生届出までに当行が行った贈与手続きその他の事務を有効なものとして取扱います。 ・当行が贈与手続きを行った後、当行はお客さまおよび指定受贈者に「贈与手続き完了のご報告」を送付いたします。 ・お客さまは指定受贈者に対し、当行から確認書等の書類が届くことをあらかじめ連絡してください。 ・お客さま、または指定受贈者の提出書類に不備等があり贈与手続きが遅延した場合、または実施されなかった場合により生じた損害について当行は責任を負いません。 ・指定受贈者に信託財産をお支払いする場合、ご指定の指定受贈者名義の当行普通預金口座への振り込みによりお支払いします。 ・贈与金額は1万円以上1円単位とします。
11. 受贈候補者	・受贈候補者は、お客さまの3親等以内のご親族(国内に居住している方)の中から、最大9名までご指定いただけます。 ・お客さまは当行所定の書面により信託期間中に受贈候補者を変更(追加・取り消しを含みます。)できます。 ・受贈候補者は、贈与資金をお受取りになるための当行普通預金口座をお持ちでない場合は、お申込時までに開設していただきます。 ・お申込時にお客さまから受贈候補者の氏名、住所、電話番号、生年月日、当行普通預金口座の口座番号等をお届けいただきます。

12. 信託財産の運用	・安定した収益の確保を目的とし、資産の安全性に留意しつつ安定的な運用を行います。 ・当行は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。
13. 信託の終了事由	・信託期間が満了したとき ・信託財産の交付により信託財産の全部がなくなったとき ・受取人が受益権を放棄したとき、または受益権の取得後にご逝去されたとき ・毎年1月末時点で信託財産が1万円未満であり、その状態から追加信託がなく、1年が経過したとき ・その他、約款に定める事由が発生したとき
14. 信託終了時の支払方法	・信託財産の元本について信託終了日（信託期間満了時等）においては、信託終了日の翌日以降に金銭で一括してお支払いします。 ・信託の収益金については、本信託の計算期日の翌日以降に金銭でお支払いします。なお、最終支払以外の場合は、当該収益金を信託財産の元本に組み入れます。
15. 中途解約（全部解約）	・お客さまのお申出により当行が必要と認めた場合に限り中途解約（全部解約）が可能です。なお、中途解約手数料はかかりません。
16. 契約手数料	・信託契約時および追加入金時に当初信託財産または追加信託財産の1.65%（消費税込）をお客さまよりいただきます。
17. 信託報酬（運用報酬）	・毎年3月末日に運用収益の中からいただきます。 ・信託報酬は、運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額を差し引いた金額とします。
18. 予定配当率	・金融情勢等を参考に、当行が決定します。 ・当行ホームページに提示します。 ・予定配当率は随時見直しを行います。
19. 収益金の計算	【計算期日】 ・毎年3月の末日および信託期間満了日 【計算期間】 ・前回計算期日の翌日（初回は信託設定日）から当該計算期日（最終回は信託期間満了日）
20. お客さまにご相続発生時の受取人による支払請求	【遺言代用特約を付加しない場合】 ・受取人の指定はできません。信託財産はお客さまのご相続が発生したときに、お客さまの相続財産として遺産分割協議の対象になります。 【遺言代用特約を付加した場合】 ・あらかじめご指定いただいた受取人からの支払請求に応じます。[請求手続きと必要な書類] ○お客さまがご逝去されたことを確認できる書類（死亡診断書・除籍謄本の原本等） ○受取人の本人確認書類 ○受取人の個人番号が確認できる書類が必要となります。
21. 遺留分侵害額請求について	・信託が終了した後に、遺留分侵害額請求を受ける等の相続に関する紛議が生じた場合、当行は関与いたしません。受取人において解決していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。
22. 信託財産に関する租税等	・信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。
23. 信託財産の計算期間、運用状況の報告	・信託財産の計算期日は毎年3月の末日とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を計算期間とします。 ・信託財産の運用状況に関する報告書を計算期ごとに作成し開示します。
24. 収益金に係る課税	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%および地方税5%）
25. 元本補てん預金保険適用の有無	・当行は、元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない可能性があります。 ・本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して受益者1人あたり元本1,000万円までが保護されます（全額保護の対象ではありません）。ただし、信託の収益金は預金保険の対象ではありません。

26. 利益補足契約の有無	・ありません。 ・予定配当率を表示しておりますが、確定利回り商品ではありません。
27. 受益権の譲渡制限等	・原則、受益権は譲渡または質入することはできません。
28. 信託業務の委託	・当行は信託業務の全部または一部について委託することがあります。
29. 当行等との取引	・信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないと考えられる場合には、約款に基づき、当行は当行自身等との取引を行うことができます。また約款に基づき当行の利害関係人に、信託業務の全部または一部の委託を行うこともできます。
30. 届出事項の変更	・お客さま、受贈候補者、受取人について、次に掲げる事由が発生した場合には、直ちに当行にお届出のうえ、所定の手続きをお願いします。 ① 届出印鑑に係る印章を喪失または毀損したとき ② 届出印鑑に係る印章を変更しようとするとき ③ 氏名、住所その他届出事項の変更があったとき ④ 家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始されたとき、任意後見監督人が選任されたとき、または当該審判が取り消されたとき、もしくは変更されたとき ⑤ 相続が開始したとき ⑥ その他の本信託に係る変更があったとき ・なお、当該お届出前に生じた損害およびお届出が遅れたために生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
31. その他の事項	・この商品の商品内容詳細は、約款をご確認ください。 ・この商品はマル優のお取り扱いはできません。 ・当行所定の審査により受託できない場合があります。

指定紛争解決機関（金融ADR制度）について

**当行の契約する指定紛争解決機関
（金融ADR制度）**

● **一般社団法人信託協会**

連絡先：信託相談所

電話番号：0120-817-335 03-6206-3988

ご留意事項

贈与手続き上のご留意事項

- 贈与をする方は、原則として年に1回、1月～9月末日までの期間内に贈与手続きの依頼をすることができます。なお、ご契約時（10月～12月を除く）に、1回目の贈与手続きをすることも可能です。
- 贈与をする方は、「贈与の依頼書」をご提出される際、贈与を受ける方に、当行から書類が届くことを事前にお伝えください。
- 次の場合、当行が贈与手続きを行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 贈与をする方がお手続き期間内（毎年9月末日まで）に「贈与の依頼書」をご提出されなかった場合
- 贈与を受ける方がお手続き期間内に「受贈の確認書」をご提出されなかった場合
- 当行が贈与手続きを行う前に、贈与をする方または贈与を受ける方にご相続が発生した場合

- 贈与手続きは、贈与をする方・贈与を受ける方・当行との3者間で行うことから、手続き完了までに時間を要しますので、贈与をする方の希望時期での贈与に対応できない場合があります。
- 贈与手続きでご提出いただく書類は、贈与をする方・贈与を受ける方それぞれが、ご自身でご署名・押印ください。
- 贈与をする方または贈与を受ける方のご提出書類に不備がある場合は、その年に贈与手続きが間に合わないことがあります。
- 贈与手続きが完了した後、その贈与手続きを撤回することはできません。

税務上のご留意事項

- 本商品による贈与を受けた方は、贈与税を申告・納付していただく必要がある場合があります。その場合、贈与を受けた方ご自身で、申告・納付のお手続きをお願いします。

〈贈与を受けた方が贈与税を申告・納付いただく必要がある場合（例）〉

- ① 贈与を受けた方が、その年の1月1日から12月31日までの間に受けた贈与の総額が基礎控除額を超えた場合
- ② 贈与をした方からの贈与について、贈与を受けた方が、「相続時精算課税制度」を選択していた場合
- ③ 贈与をした方と贈与を受けた方との間で、定期的に金銭を納付する契約をしていた場合

- 贈与をした方にご相続が発生した場合に、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合があります。

〈贈与した財産が相続の課税財産に加算される場合（例）〉

- ① 相続または遺贈によって財産を取得した方が、被相続人（贈与をした方）の相続開始前一定期間内に、被相続人（贈与をした方）から暦年贈与によって財産を取得していた場合（基礎控除内の贈与を含みます）
- ② 贈与をした方からの贈与について、贈与を受けた方が、「相続時精算課税制度」を選択していた場合
- ③ 贈与をした方が贈与を受けた方の通帳や印鑑を管理しており、贈与を受けた方が贈与の事実を知らない場合

- 本商品による贈与が成立した日は原則として、贈与をする方から贈与を受ける方への贈与手続きが完了し、贈与を受ける方のご指定口座に入金された日です。
- 今後の税制改正や、法令・通達等の改正により、本商品における税務上の取扱い内容が変更となる場合もあります。また、本商品の税務上の取扱いについては、税理士や所轄税務署にご確認ください。



贈与に関する税金について

生前贈与の一般的な課税方法として、「暦年課税」があります。

贈与税額=

(1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額−基礎控除)

×

税率−控除額

基礎控除後の課税価格(A)

(B)

(C)

●贈与税は、贈与を受けた方に対してかかる税金です。

●贈与税は贈与があるごとに課税されるものではなく、暦年(1月1日～12月31日)単位で受けた贈与財産の価額の合計額に対し課税されます(暦年課税)。

●1年間(1月1日～12月31日)に贈与された財産が基礎控除額以下であれば、贈与税はかかりませんし、贈与税の申告をする必要もありません。

●贈与税がかかる場合には、財産を贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に、贈与を受けた方が贈与税の申告・納付をする必要があります。

●今後の税制改正や法令、通達等の改正により、本商品の税務上の取扱い内容が変更となる場合もあります。

3親等以内の親族 (本商品にて贈与を受ける方に指定できる方)

